

# 鹿沼市花木センター道の駅化に関する基礎調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務実施の経緯及び目的

### (1) 経緯

本業務の対象である花木センターは、本市で生産が盛んであった、さつきの流通機構確立と市の基幹産業であった緑花木産業振興を目的とし、市民や利用者の自然休養の場として、昭和 50 年に設置されました。

また同年、鹿沼市花木センター公社が設立されました。同公社は、さつきを中心に草花・庭木・造園・園芸資材などの展示・販売を行い、平成 6 年には、新たな温室等の整備、花卉・観葉植物や園芸資材の取扱を開始しました。現在では、指定管理者として花木センター（施設）を管理しています。

同センターは鹿沼インターチェンジから近いという地理的優位があり、自然環境に優れた広大な敷地を有するなど、高いポテンシャルを秘めています。しかしながら、生産者や愛好家の高齢化により、さつきの市場規模は縮小しています。加えて、消費者の趣向の多様化などの原因により、花き類も含めた売上は、昭和 63 年から平成 8 年まで年 8 億円前後であったものが、現状では 2 億円ほどまで減少しています。

近年、屋内型のこどもの遊び場「いちごっこ広場」や、観光いちご園「ベリーちゃんハウス」の整備など機能の拡充を図ってきましたが、来場者数の回復には至っていません。

そのため、社会情勢に適応した、魅力的な施設づくりが必要となっており、リニューアルの手段の一つとして、道の駅を目指し、基本方針策定、各種調査や民間提案など、事業化に伴う準備作業を進めています。

### (2) 目的

道の駅化に向けた基本的な考え方として、まずは、県外市外の利用者が多いことから、市民利用も含め「利用動機につながる整備」を基本とし、観光や交通、防災の機能を合わせ持つ施設として、また、地域経済の持続的な発展・活性化を担う「花と緑のテーマパーク」として、安らぎの場を提供しながら、本市の新たな魅力を創出する産業振興・交流機能を向上させる施設としていくことを目指しています。

そして、行きたくなる、居たくなるサービスを創出し、それらを継続的に提供していくため、新たな視点による整備を進めていきたいと考えています。

そこで、専門的視点から、現状を分析し、マーケティングや売上高予測などの調査を行い、整備すべき機能や施設規模等を検討するため、本業務を実施することとしました。その結果を、今後の整備事業の参考とすることを目的とします。

なお、本業務の実施に当たっては、専門的な知識と経験を有し、優れた提案ができる者に委託することで、より実効性のあるものとするため、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を募集及び選定するものとします。

## 2 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

### 3 業務の委託期間

契約締結日から令和5年12月25日まで

### 4 委託上限額

¥4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものである。

※ 価格提案書（見積書）（様式4）に記載する金額は、この金額を超えてはならない。

### 5 実施スケジュール（予定）

事項	日程	要領
公告及び募集開始	令和5年6月23日（金）	－
現地説明会の予約（※希望者のみ）	令和5年7月10日（月）午後5時まで	8
参加表明書の提出	令和5年7月18日（火）午後5時まで	6
募集等に関する質問の受付		7
参加資格確認結果の通知	令和5年7月28日（金）	6
募集等に関する質問に対する回答		7
提案書等の提出	令和5年8月4日（金）午後5時まで	9
プレゼンテーション審査	令和5年8月17日（木）、18日（金）	11
受託候補者の選定	令和5年8月25日（金）予定	12
審査結果の通知	令和5年8月25日（金）予定	13
契約手続（契約締結）	令和5年9月上旬	15

### 6 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加を表明すること。

#### (1) 参加表明期間

令和5年6月23日（金）から令和5年7月18日（火）まで（午後5時必着）

#### (2) 参加表明方法

下記の書類を持参又は郵送により提出すること。

ア プロポーザル参加表明書（様式1）……1部

イ 法人・団体等の概要（組織構成や経営・活動状況等）に関する書類（様式指定なし）……7部

※ 既製のパンフレット等による代用可。

#### (3) 提出先

本実施要領17に記載のとおり

#### (4) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、参加表明時点において、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、本プロポーザルへの参加を表明した者（以下、「参加表明者」という。）が、契約締結までの間に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ア 令和 5・6 年度「鹿沼市物品・役務入札参加資格者名簿」の「その他のサービス（調査・研究）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。または、参加表明期間内に、令和 5・6 年度鹿沼市物品等入札参加資格審査の申請書類を提出し、当該資格を得る見込みのある者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に該当しない者であること。
- エ 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和 60 年鹿沼市告示第 113 号）に基づく指名停止措置を受けていない者及び栃木県の指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 国税・県税・市税（納期未到来のものを除く）に滞納額のない者であること。  
 (ア) 国税…法人税、消費税及び地方消費税、所得税  
 (イ) 県税…法人事業税、法人県民税、個人事業税（支店等に委任する場合は、その所在地の県税とする）  
 (ウ) 市税…市県民税、法人市民税、特別徴収市県民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税等（個人事業者の場合は国民健康保険税も含む）
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者ではないこと。ただし、同申立をした者であって、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた後に、入札参加資格の再認定を受けた者の場合は、この限りではない。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であるほか、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- ケ 契約期間中、安全かつ円滑に業務を遂行する能力を有している者であること。
- (5) 参加資格確認結果の通知  
 令和 5 年 7 月 28 日（金）までに、参加表明書等について審査を行い、参加資格の確認結果（認否）を、全ての参加表明者に個別に郵送にて通知（発送）する。

## 7 募集等に関する質問

本プロポーザルの募集等に関して質問がある者は、次のとおり質問すること。

- (1) 質問期間  
 令和 5 年 6 月 23 日（金）から令和 5 年 7 月 18 日（火）まで（午後 5 時必着）
- (2) 質問方法  
 質問書（様式 2）に記入のうえ、電子メールで送付すること。電子メールの件名は「道の駅化に関する基礎調査業務委託 質問」とすること。
- (3) 提出先  
 本実施要領 17 に記載のとおり（E-mail : [matidukuri@city.kanuma.lg.jp](mailto:matidukuri@city.kanuma.lg.jp)）

#### (4) 回答方法

令和5年7月28日(金)までに、提出された全ての質問について、本実施要領6の(5)に基づき本プロポーザルへの参加資格を認められた者(以下、「参加有資格者」という。)全てに対して電子メールにて回答する。

### 8 現地説明会

現地(業務の対象施設)での説明を希望する者は、次のとおり予約の連絡すること。予約の連絡がない場合は、実施しない。

#### (1) 予約連絡期間

令和5年6月23日(金)から令和5年7月10日(月)まで(午後5時必着)

#### (2) 連絡方法

必要事項[様式任意:会社名、出席者名(所属、役職、氏名)、連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)、希望日時(第3希望まで)]を記載のうえ、電子メールで送付すること。電子メールの件名は、「道の駅化に関する基礎調査業務委託 現地説明会予約」とすること。

#### (3) 提出先

本実施要領17に記載のとおり(E-mail: [matidukuri@city.kanuma.lg.jp](mailto:matidukuri@city.kanuma.lg.jp))

#### (4) 実施方法

調整のうえ、実施日時等を対象者に電子メールにて連絡する。

### 9 提案書等の提出

参加表明者は、次のとおり提案書等を提出すること。

#### (1) 提出期間

令和5年6月23日(金)から令和5年8月4日(金)まで(午後5時必着)

#### (2) 提出点数

参加表明者1者につき、1点の提案(提案書)に限る。

#### (3) 提出書類及び部数

ア 提案書等提出書(様式3)……1部

※ 過去5年間(平成30年度から現在まで)の類似業務の実績を記載すること

※ 類似業務の例…道の駅やその他公共施設等の整備、再整備、運営又は運営改善に関する業務(基礎調査業務、基本計画策定業務、基本設計業務、実施設計業務、管理運営業務、管理運営支援業務等)

イ 提案書(様式指定なし)……7部

※ 業務実施体制(人員、配置する責任者及び担当者の資格、実績等)を記載すること。

※ 工程の計画を記載すること。

ウ 価格提案書(見積書)(様式4)……7部

エ 価格提案(見積)内訳書(様式指定なし)……7部

※ 内訳及び積算根拠を詳細に記載すること。

#### (4) 提出書類の体裁

ア 提案書の内容は、文章で簡潔に記述し、必要に応じて文章を補完するための図表、写真等を使用して分かりやすくすること。やむを得ず専門的な用語等を用いる場合は、必ず注釈を付記すること。

イ 提案書に記載する文字は、図表や注釈等を除き、原則として10.5ポイント以上の大きさとすること。

ウ 提案書は原則としてA4版横、横書き、両面印刷、上開きを基本とすること。A3版を使用する場合には、片面印刷とし、Z折りにして綴じこむこと。また、各ページの下中央部にページ番号を付すこと。

エ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

オ 提出書類は、モノクロ刷りとカラー刷りのいずれも可とするが、モノクロ刷りの場合でも図表、写真等が見やすくなるようにすること。

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等で受取日時の確認ができるものに限る。）

(6) 提出先

本実施要領17に記載のとおり

(7) 提出された提案の取扱

ア 下記に該当する場合は、提案を無効とする。

(ア) 提案を提出する者が、本実施要領6の(5)に基づく参加資格を認められない場合

(イ) 参加有資格者以外の者が、提案を作成した場合

(ウ) 提出要領が上記(1)から(6)、その他本市からの要請に適合していない場合

(エ) 提出書類の記載等に不備がある場合

(オ) 提案の内容が、別紙「業務委託仕様書」に示す本業務の仕様を満たさないと認められた場合

(カ) 提出書類（参加表明時の提出書類を含む。）に、虚偽の記載があると認められた場合

(キ) 誤字、脱字等により提案の内容が不明確と認められた場合

(ク) 価格提案（見積）金額に該当金額の10/100に相当する額を加算した金額が、委託上限額を超えている場合

(ケ) 参加有資格者で提案を提出した者（以下、「提案者」という。）が、正当な理由がなくプレゼンテーション審査を欠席した場合

(コ) 提案者が、本プロポーザルによる審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認められた場合

(サ) その他、提案者又は提案内容が、本プロポーザルにおいて審査・選定するにふさわしくないと認められた場合

イ 提出期限後における記載内容の追加、提出書類の差替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、本市が必要と認めた場合を除く。

ウ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

エ 提出書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出書類は、本市の必要に応じて複製を行うことがある。

キ 提出書類は、本業務の受託候補者の選定及び実際に契約に至った場合に使用する他は使用しないものとし、本市の文書管理規程等に従い責任を持って管理・廃棄を行

う。

ク 提出書類について、公文書公開請求があった場合は、鹿沼市情報公開条例（平成9年鹿沼市条例第15号）の規定に基づき取り扱うこととする。

## 10 参加辞退

参加表明者が、その後の事情の変化により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。

## 11 提案内容の審査・評価

提出された提案について、鹿沼市花木センター道の駅化に関する基礎調査業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という。）が書類審査及びプレゼンテーション審査により審査を行い、別紙「評価基準」に基づき評価する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

(1) プレゼンテーション審査の実施日

令和5年8月17日（木）、18日（金）

(2) プレゼンテーション審査の対象者

全ての提案者（※ただし、委員会の事前審査で本実施要領等に適合していると選考された者に限る。また、提案者が多数の場合は、同審査で上位と評価された5者を対象者とする。）

(3) プレゼンテーション審査の実施要領

ア 審査を行う順番は、原則として提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、先に提出した提案書等と Microsoft PowerPoint を用いて実施することとし、その他の資料等の、配布及び使用は認めない。

ウ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者が用意すること。（※スクリーン及びプロジェクタは本市で用意する。）

エ 会場への入室は5名までとする。なお、当該5名の中に、実際に業務を担当する予定の者が含まれていること。

オ プレゼンテーションを行う時間は原則20分以内とし、その後ヒアリングを10分程度行う。

カ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

キ プレゼンテーション審査の時間や会場等の詳細は、対象者に別途通知する。

ク やむを得ない事由によりプレゼンテーション審査を実施できない場合は、書面でのヒアリングを行う。

## 12 受託候補者の選定

審査終了後、次のとおり受託候補者を選定する。

(1) 価格提案（見積）金額に該当金額の10/100に相当する額を加算した金額が委託上限額以下で、書類審査及びプレゼンテーション審査による各委員の評価の合計点の総合計（以下、「総合評価点」という。）の最も高い提案者を受託候補者（契約交渉順位）第1位、同じく2番目に高い提案者を同第2位に選定する。ただし、いずれの提案も総合評価点の満点の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

- (2) 総合評価点が同点の場合は、委員の投票を行い、得票の最も多い提案者を受託候補者に選定する。
- (3) 委員の投票において得票が同数の場合は、委員長が決する。
- (4) 選定後に提案内容に著しい変更があったと認められた場合は、受託候補者の資格を取り消す可能性がある。

### 13 審査結果の通知

令和5年8月25日（金）までに、全ての提案者に郵送にて通知(発送)する。

### 14 プロポーザルの中止

下記のいずれかに該当するときは、本プロポーザルを中止する。

- (1) 提案者がいなかったとき。
- (2) 上記の他、やむを得ない事由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断したとき。

### 15 契約手続

審査結果の通知後、次のとおり受託候補者と本業務の委託契約を締結する。

- (1) 受託候補者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式指定なし）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則として業務完了後とする。

### 16 その他

- (1) 参加に関する費用は、全て参加者の負担とする。なお、本実施要領 14 に示す事由により本プロポーザルが中止となった場合において、参加者がそれまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 本市が提供する資料は、本プロポーザルの参加以外の目的での使用を禁ずる。
- (3) 審査内容、審査結果に対する質疑及び異議申し立ては、一切受け付けない。
- (4) 受託した業務を一括して第三者に委託することは認めない。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行するうえで必要と思われるものについては、事前に本市と協議のうえ、業務の一部を再委託することができる。
- (5) 業務を担当する予定の者を契約後に変更することは、原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合（退職等）を除く。

### 17 問合せ・提出先

鹿沼市 総合政策部 地域課題対策課 道の駅整備推進室（鹿沼市役所本庁舎 3 階）

担当者：堂前、廣田

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

TEL：0289-63-2271 FAX：0289-63-2143

E-mail：[matidukuri@city.kanuma.lg.jp](mailto:matidukuri@city.kanuma.lg.jp)